

## 歌語「草ぶし」の変遷

—院政期における万葉語攝取の一側面—

北 島 紗

はじめに

『万葉集』の語句を攝取して新たに一首を詠み出すことは、平安時代後期から院政期にかけて非常に盛んであった。院政期における代表的歌人の一人である源俊頼が『俊頼體』の中で、『古今集』を念頭に置いた和歌の伝統に対しての、当代の和歌表現への危機感を、

と述べたことはよく知られている。それはひとり俊頼のみの関心事ではなく、程度の差こそあれ院政期歌人にとっての共通の認識であつて、三代集時代には一般的でなかつた『万葉集』の語句を発掘して新たに一首を詠み出す、いわゆる万葉語攝取も、そのような問題意識のもとで行われていたと考えるべきであろう。

歌人・歌壇ごと、あるいは作品ごとの、万葉語攝取の個々の事例については『堀河百首』を中心としてこれまでにも数多く論じられてきた。<sup>(1)</sup>しかし万葉語攝取は、それぞれの歌人の語句理解の仕方によって、同じ語句であつても詠まれ方が大きく異なつてゆく場合がある。「草ぶし」もそういった語の一つであるが、これまで歌学書や辞書類では注目されることの少ない語であつべき。

本稿では歌語「草ぶし」の詠まれ方について、その変遷の様子を、特に歌合判詞に注目しつつ検討する。また、『万葉集』

以降は三代集時代に用例のなかつたこの語がいかにして歌語として定着していったのかについても考察を加えたい。

なお和歌の引用および歌番号は特に断らない限り新編国歌大観および新編私家集大成(日本文学Web図書館)によるが、『万葉集』歌番号は旧国歌大観番号で記し、訓読は西本願寺本のもとを掲げた。ただし「クサブシ」と訓むところについては現行の訓でも同じである。また歌合判詞については新編国歌大観から一部表記を改めたところがある。

### 一、万葉語「草ぶし」の攝取について

#### —基俊判詞を端緒として—

保安二年（一一二一）九月一二日に催された閔白内大臣忠通家歌合では藤原基俊が判者を務めた。「草ぶし」の語句が問題とされたのは、当該歌合の野風・二番である。

〔裏〕（中略）右歌「野ぢのくさぶし」は、おほくしかのうたにぞよめる。されば「をののくさぶし」などとよめり。人のくさぶしといふ本文ありや。方人申云「いせのはまをぎをりふせて」とよめれば、くさぶしとよめるものなどかとこそきこえはべれ。判者云、いせのはまをぎのうたはこの詠歌にひくべからず。その義すでにことなり。左右歌皆不宜、但右歌難多きは、左をやまされりと申すべき。

（野風）二番 左勝 上総

風はやみうへのをばなおきふすをすまのうらなみたつか

とぞみる

右 明賢朝臣

たびごろも野ぢのくさぶしむけきに風もおなじくゆふるせよかし

（中略）右歌の「たびごろも野ぢのくさぶし」こそ、又心もえず。さをしかこそをののくさぶしはしはべれ。たびゆく人のぢのくさぶしは、なほふるきうたのさやうによみたるこそおぼえはべらね。又「風もゆふるせよ」などいへるわたり、いふにもたらずおぼえはべれば、なほすまのうらなみのすこしはたちまさるべきにや。

（野風）二番 左勝 上総

表判・裏書のどちらにおいても、基俊は「野ぢのくさぶし」

を明確に難じてゐる。「草ぶし」とは鹿のすることであり、人の行為には詠まない語であるというのがその理由であつた。この難の根拠は『万葉集』にある一首である。

寄レ鹿

左小壯鹿之サヲシカノ 朝伏小野之アサフスヨノ 草若美クサワカミ  
左小壯鹿之サヲシカノ 朝伏小野之アサフスヨノ 隱不得而カクロヘカネテ  
小野之草伏ノノクサブ 灼然イチシロウ 於人所知名ヒトニシラルナ  
小野之草伏ノノクサブ 灼然イチシロウ 吾不問尔ワガドヘザルニ  
人乃知良久ヒトシルラク

（『万葉集』卷第十・秋相聞・一二二六七、一二二六八）

承暦二年内裏歌合に、鹿

さをしかのこゑのさやけみきこゆるはひとりやぬらむの  
（『経信集』一〇七）  
のくさぶし

『万葉集』以後「草ぶし」の語は三代集時代には用例が見えないが、時代が下つて承暦五年（一〇五〇）祐子内親王家歌合、鹿題において、藤原家経が右の万葉歌を典拠として詠作している。

（鹿）十五番 左 伊勢大輔

ゆふぎりにつまどはせるしかのねやよるぬるはぎもおど  
ろかすらん

右 讀岐守家経朝臣

しかのねぞねざめのとこにかよふなるをののくさぶしつゆ  
やおくらむ

当該番の勝負および判は現存しないが、この家経歌は『後拾遺集』にも採られて人口に膾炙し、この後は源経信が承暦二年（一〇七八）内裏歌合にやはり鹿題で「をのの草ぶし」を詠むなど、歌語として確立してゆく。

さて再び忠通家歌合に話を戻すと、基俊は「たびごろも野ぢのくさぶし」の語句について、人が草ぶしをするという古歌の例はないと指摘している。新編国歌大觀および新編私家集大成での「草ぶし」の用例は、同一歌の他出および異同と思われるものを除けば六五件、保安二年忠通家歌合以前の用例は先に見た三件である。『万葉集』歌、家経歌、経信歌とすべて鹿のものであり、この基俊の指摘は正しい。仮に「草に伏す」等の搖れを許容するとしても事情はほぼ同様で、大多数が鹿を詠むものである。

対して右方人は「いせのはまをぎをりふせて」を証歌に引い

て「草ぶし」の語を擁護する。

碁檀越往伊勢国一時留妻作歌一首  
カミカゼノイセノハマヲギ  
神風之 伊勢乃浜荻 折伏 客宿也將為 荒浜辺尔  
アラキハマヘニ

（『万葉集』卷第四・相聞・五〇〇）

が歌人たちの支持を受けたとはいえない。  
歌語「草ぶし」の取り扱いについて言えば、鹿の「草ぶし」  
詠が一般的に広く詠まれ続ける一方で、人の行為として「草ぶ  
し」の語句を用いる例もまた、後世にはしばしば見えるよう  
なるのである。

## 二、「草ぶし」詠の変遷

これは確かに人が草上に伏す和歌であり、もし「草ぶし」が「草  
に伏す」と同義であるなら先例にあたるはずであるが、判者基  
俊はこれを容れず「いせのはまをぎのうたはこの証歌にひくべ  
からず。その義すでにことなり」と一蹴する。「判者はあくま  
でも「草ぶし」という語句を用いているかどうかということに  
こだわっている<sup>(4)</sup>のであり、少なくとも基俊はこの時点におい  
て「草ぶし」という語句が、草上に伏すという文字通りの意味  
だけでなく、一個の歌語として独立した「義」を持つことを述  
べているのである。

ただし、これはあくまで古歌の理解という次元の話である。

よく知られているように基俊の古歌攝取態度は、先行歌の語句

を取る際には一首全体の趣向もそれに倣うべきとするものであ  
り、『万葉集』に限らず保守的に過ぎる傾向があつた。そのた  
め同時代、またそれ以降においても、必ずしもその歌論や詠法

### 曉萤火

人の「草ぶし」を詠む例として前掲明賢の歌に次ぐのは、覺  
性法親王（大治四年（一一二九）～嘉応元年（一一六九））の  
家集『出觀集』夏部の一首、および藤原盛方（保延三年（一一三七）  
～治承二年（一一七九））の詠として「治承三十六人歌合」<sup>(6)</sup>に  
採られている一首である。

あけぬればすだく螢のともすひも枕にきえぬをのの草ぶし

（『出觀集』夏・一二三二）

### 鹿

鹿の音の聞捨てがたき夜半なれば我さへぞするをのの草伏  
(治承三十六人歌合・十三番・左・盛方朝臣)

前者については忠通家歌合「たびごろも野ぢのくさぶし」詠と同じく、単に草上に伏すという意味で「草ぶし」を用いるものである。しかし後者は特に注目に値しよう。単に万葉歌を踏襲するのではなく、またその文脈や意味内容を離れて語句だけを取り出すのでもなく、「(本来は鹿のするものである草ぶしを)自分もする」という詠み方によつて人の行為としての「草ぶし」に正当性を与える点は、万葉歌の攝取の方法が一段洗練されたものと評価できる。

正治二年（一一〇〇）成立の正治初度百首では、秋題において「草ぶし」が三例詠まれているが、このうち二首が盛方詠と同様、人の行為としての詠み方である。

ふけゆけば鹿に一夜の宿かりて月をかたしくをのの草ぶし

（正治初度百首・上・秋・三五一・守覺法親王）

さをしかのしがらむ萩をかたしきて我さへしつるのべの草  
ぶし

（同・秋・九四二・藤原季経）  
野分せし小野の草ぶしあれはてて深山に深きさをしかの声

（同・下・秋・一六五四・寂連）

守覺法親王詠は「鹿に一夜の宿かりて」、季経詠は「我さへしつる」としていずれも人の「草ぶし」を詠んでいる。ここに至つて、鹿に代わつて行う人の「草ぶし」は詠法として確立していると言つてよいのではなかろうか。

ただし、勅撰集には『新古今集』に寂連「野分せし」詠が採られてゐるのみで、これは伝統的・一般的な鹿の「草ぶし」を詠むものである。ただ作例があるということだけをもつて、人の「草ぶし」という詠み方が広く支持を受けていたとは言い切れない。

そこで古歌の先例や典拠がより強く要求されるはずの、歌合の場における詠作と、それに対する判詞とを確認しておきたい。結論から言えば、歌合の場においても「草ぶし」はしばしば詠まれており、行為の主体が人である場合でも特に難とされた様子は見えない。

建仁元年（一一〇一）、後鳥羽院の主催による老若五十首歌合で前権僧正慈円は、前の盛方詠や正治百首の二首と同じく本来は鹿のものである「草ぶし」を「我も」行うとして、冬題に詠んでいる。

鹿の音をうきねのをしのこゑにかへて我もいく田の小野の  
草ぶし

右 宮内卿

み山には松の葉しろくふる雪にすその原は村雨の空

残念ながら当該歌合には判詞が残っていないが、勝負が持となつてゐるところを見ると、大きな難とはされなかつたものと思われる。

さらに判者の明らかなところでは、同年九月の千五百番歌合・秋題に、六条藤家の藤原保季が「草ぶし」を詠んでいる。当該部分の判者を務めたのは藤原定家である。

(秋四) 七百七十七番 左 保季朝臣  
くれかかるをのの草ぶしかぜすぎてむすぶ枕にうづらなく  
なり

右 忠良卿

たがすみかいづくのあきをたづねまし野辺も山辺もながめ  
わびぬる

中句に風すぎ露ちりて、終句に鳥啼虫怨、このこころあ  
まりみみなれてぞきこえ侍れど、姿詞優には侍るべし。

の声

右 忠良卿

色かはる床はあさぢふ露霜に鹿も妻なき音をや鳴くらん

あさぢふのおのが草ぶしうらがれて人やはとはぬさをしか

右勝 有家卿

ここではもはや「草ぶし」の語に鹿との関連はまつたくなく、純粹に人が草上に伏す旅寝という意味で「草ぶし」が用いられており、また一首全体の趣向としては「このこゑあまりみなれてぞきこえ侍れど、姿詞優」であるという。であればやはり歌語それ自体が広く知られ詠みこなされていただけではなく、人の行爲としての「草ぶし」という詠み方もまた、特に俎上に載せる必要もないほど一般的なものとして根付いていたのであろう。

なお定家はこの後、建保二年（一二一四）内裏歌合（秋十五題乱歌合）において「おのが草ぶし」の語を「いとよろしくきこえ侍れば」と勝にしている。

色かはる床、ききよからず。鹿の妻なき、事ふり侍りに  
き。おのが草ぶしうらがれ、いとよろしくきこえ侍れ  
ば、勝に侍るべし。

本歌合における定家判詞の特徴として「古歌撰取がなされて  
いる部分を評価することが多い」<sup>(2)</sup>と指摘されている。特に古歌  
のイメージに新たな要素を加え、時間を変化させるなどして展  
開させた和歌が高く評価されるという。

特に当該歌については、『万葉集』二首における「草ぶし」  
の比喩は若草ゆえに隠れかねて人目に立つというものであつた  
ところを「うらがれ」た草に変化させてあり、単に鹿の行為を  
人の行為に詠み変えるだけに留まらず、さらなる発展を遂げた  
ものといえよう。

あるということの比喩であり、鹿そのものが問題になつてゐる  
わけではない。<sup>(3)</sup>一方で院政期以降は「草ぶし」する鹿や人、な  
いし「草ぶし」という行為それ自体が一首の主題となつてゐる。  
この背景には、鹿題詠および羈旅歌との関わりがあろう。本  
來「草ぶし」とは鹿のすることであるという認識は広く共有さ  
れていたからこそ、それを自分も行うとして发展させた詠み方  
が現れたことは前項で述べた。しかし、そもそも保安二年九月  
忠通家歌合に人の「草ぶし」を難じられた方が「いせのはま  
をぎ」歌によつて反論しようとしたこと自身、少なくとも  
もその方人々にとつては歌語「草ぶし」と「草を折つての旅寝」  
とが区別されていなかつたということを意味する。

伊勢乃浜荻 折伏 客宿也尙為 荒浜辺尔(再掲)  
カミカゼ イセノハマヲギ ヨリフセタ タビネヤスラム  
アラキハマヘニ

### 三、歌語「草ぶし」定着の背景

最後に、『万葉集』以来三代集に用例のなかつた「草ぶし」  
の語句がいかにして歌語として成立するに至つたかについて、  
若干の考察を試みたい。

『万葉集』における鹿の「草ぶし」はあくまで恋が明らかで

前掲した覚性法親王「あけぬればすぐ螢のともすひも枕に  
きえぬをのの草ぶし」も同様である。あるいは、古くから人の  
行為として詠まるる語であり、妻を恋うということから鹿と取  
り合わせられることも多かつた「草枕」のような歌語とも混同  
されたために、こうした理解が生じたのであろう<sup>(4)</sup>。

男旅のやどりにしかのなくをきく  
鳴く鹿はつまぞこふらし草枕行くたびごとに声なきかせそ

（『貫之集』卷第四・三八九）

忠通家歌合の明賢や右方人らにも、これらと同様に、万葉歌の中の歌語単独に関心を持ち利用しようとする意識を指摘することができるであろう。

万葉語攝取は、しばしば今日の目から見れば誤解・誤説ともいいうべき理解に基づいて行われる。家永香織氏は石川女郎の字「大名児」が基俊歌で「おはな子」として農民の意に用いられた例や、曾我に掛かる枕詞「真晉吉」が藤原公実に「真晉良き」として実質的な意味を伴った修辞句とされた例などを挙げ、次のように述べる<sup>(10)</sup>。

（鹿のうたとてよめる） 長覺法師

いかばかり露けかるらんさをしかのつまこひかぬるをのの  
さをしかもをのの草ぶしふし侘びて月よよしとやつまを恋  
する傾向があるためである。彼らは万葉歌の歌風に倣おうとしたのではなく、飽くまで自分なりの関心に沿って歌語を選んでいるのであり、自分なりの趣向を凝らすために万葉語を詠み込んでいる。

（鹿のうたとてよめる） 長覺法師  
（千載集）卷第五・秋歌下・三二(四)  
草ぶし

（月前聞鹿） 左大臣

さをしかもをのの草ぶしふし侘びて月よよしとやつまを恋  
ふらん

（仙洞句題五十首・一二一）

夜をかさね妻よぶ鹿はいかばかりをのの草ぶしひ露けかるら  
む

（拾玉集）第一・百首・秋・三五五）

等が挙げられる。

『堀河百首』についての考察ではあるが、『万葉集』における「草ぶし」の文脈を無視して旅人が草上に伏すという意味に用いた

妻恋い詠の多さは「草ぶし」の語を用いているか否かにかかわらず、鹿詠全体に言えることである。例えば『堀河百首』の

鹿題では実に一六首中一〇首までが鹿の妻恋いを詠むなど、まさに後に建保二年内裏歌合で「鹿の妻なき、事ふり侍りにき」と定家が難じる通りの様子であった。

そうした平安後期の状況の中、鹿とその妻恋いを詠むにあたつてより目新しい歌語や詠法、「俊頬體脳」にいうところの「めづらしき様」が採された結果として、独り寝の鹿を「草ぶし」の語で表すことが行われたのではないだろうか。そして、院政期にはさらにそれが人の行為についての表現にも転用されるようになり、いずれも当時の有力歌人に広く受け入れられて、万葉語であったことをもはや意識されないほどに、歌語として歴とした地位を占めるようになつたのである。

### まとめ

歌語「草ぶし」は『万葉集』に初めて詠まれたが、三代集時代には用例がなく、平安後期以降の万葉好尚を背景として発掘されたものである。ただし、『万葉集』では人に知られた恋の比喩表現であったのが、やがて主題として扱われるようになり、またその詠まれ方にも変化がみられる。

『万葉集』において鹿の行為であった「草ぶし」は忠通家歌

合で「野ぢのくさぶし」として旅の歌に詠まれ、基俊に難じられた。しかし院政期以降は、本来鹿の行為である「草ぶし」を自分もする、という詠法が見えるようになり、さらに定家判詞においては既に行行為の主体が何であるかが問わることはなく、人の旅寝を意味する歌語としても完全に定着した。

こうした変化の背景には、当時広く詠まれていた鹿の妻恋い詠の需要がある。平安後期から院政期にかけての『万葉集』研究の高まりを受けて、独り寝の鹿を表す語として万葉語「草ぶし」が再発見され、利用された。そこへ「草ぶし」の語義が旅寝と混同されやすかつたことも重なり、草上の独り寝すなわち旅寝として、鹿と関わらない単なる人の旅寝をも意味するようには語義が拡張されていったのである。

万葉語の摂取においては、当該語句が歌語として広く認知されているかどうかだけでなく、その詠まれ方が当時の、また後世の歌人たちに受け入れられ影響を与えるかどうかといふ問題がある。しかし「草ぶし」については、語句の意味内容 자체が時代の好尚にかなうようあえて変質させられた形での詠法が試みられ、またそれが確立し定着したという点で、院政期における万葉語摂取の一側面として興味深い展開を示しているといえよう。

(青簡舎、二〇一五年)

(1) 『堀河百首』および周辺歌人の万葉語撰取については、橋本不美男、滝沢貞夫『校本 堀河院御時百首和歌とその研究 本文・研究編』(笠間書院、一九七六年)、竹下豊『堀河院御時百首の研究』(風間書房、二〇〇四年)がある。歌道家のそれについては平田英夫「二条派歌人の万葉語撰取について—「かひや」を中心に—」(『和歌文学研究』七三号、一九九六年一二月)、鎌武彦「冷泉為相の万葉歌享受—『文保百首』を中心に—」(『国文学研究』一四七号、早稲田大学国文学会、二〇〇五年一〇月)など

(2) 「草ぶし」を草上に伏す行為とするか、伏せた後に残された草の痕跡とするかは『万葉集』注釈等では解釈が分かれることころだが、基俊判詞を含めて万葉以降の和歌のほとんどすべてが前者と思われるため、本稿でも行為の意で統一する

(3) 当該歌の訓としては現在「さをしかの をののくさぶし いちしきる わがとはなくに ひとのしれらく」(新編国歌大観、新大系および『原文万葉集』(岩波書店、二〇一五年)等、「さをしかの をののくさぶし いちしきる あがとはなくに ひとのしれらく」(新編全集)が行われている

(4) 鳥井千佳子『忠通家歌合新注』「注釈 保安二年〔語釈〕」

(5) 同じ保安二年九月忠通家歌合・山月二番の判詞に「左歌は、「今宵しもをばすて山の」などいへる文字つづき、ことなることもなくぞ見え侍るに、また姥捨山の月はなぐさめがたきことにぞいにしへより詠みふるしたるを、この歌には心をつくすと侍ること、耳なれずあたらしき心地し侍れ。」また裏書に「判者云、姥捨山の月は、『なぐさめかねつ』こそ詠めれ。心づくしにはあらず」とあるのは、基俊の古歌撰取態度を表す典型的な例といえよう。拙稿「院政期歌合における判者歌の利用」(『語文』一一〇号、大阪大学国語国文学会、二〇一八年六月)にも論じた

(6) 近い時代の歌人たちの和歌を撰び歌合形式に番つたもので、実際に歌合が行われたわけではない。撰者は未詳だが治承三年(一一七九)の成立と考えられる

(7) 福留温子「建保二年八月十六日『内裏秋十五首乱歌合』の判詞」(伊東祐子、宇佐美昭徳編『平安文学研生成』笠間書院、二〇〇五年)

(8) 『古今和歌六帖』には「人にしらるる」題で「さをしかのをののくさぶしいちしきるわれはとはぬに人のしるらん」(第五・雜思・二六八三)が載る

(9) 音や文字の類似によつて、関連する他の語彙や詠法をも含み込む形で詠法が拡張されていく例として、例えば万葉語「しみみに」は『堀河百首』に用いられて歌学書等にとりあげられた後、「しむ（染む）」という語などとの類推作用を伴つて「露」「雨」などとともに詠まれる新用法が出るようになつたという。福島尚「万葉語「しみみに」の院政期和歌における再生とその後」（『人文科学研究』九号、高知大学人文部人文学科、二〇〇二年七月）

(10) 家永香織「『堀河百首』における万葉語攝取の様相」（平安文学論究会編『講座 平安文学論究 第十七輯』風間書房、二〇〇三年）

〔付記〕本稿は、二〇一九年二月一四日龍谷大学歌合輪読会（龍谷大学日本語日本文学科合同研究室）で筆者が担当した「保安三年（一二二二）九月十二日閑白内大臣家歌合 注釈 野風・二番」を基に加筆訂正したものである。この場を借りて篤く御礼申し上げる。

（きたじま つむぎ／大阪大学大学院生）